

解体・改造
補修(リフォーム
含む)
のこと

次の建材について
調査する必要があります。



- ・飛散性アスベスト
(吹付けアスベスト、アスベスト保温材等)
- ・非飛散性アスベスト
(アスベスト含有ロックウール吸音天井板、アスベスト含有接着剤等)

解体等前に アスベスト があるか 調査が必要です!

※平成18年(2006年)
9月1日以降に建築工事に
着手した建物は調査不要。



発注者

兄さん、ちゃんと調べてね!

解体等工事の発注

調査結果の説明

石綿あり

作業実施の届出

石綿なし

「条例」適用なし
調査結果の掲示

解体作業に関するお知らせ

調査の結果
石綿は使用されていませんでした

調査方法の概要

このように
掲示します!



保健所

- ① 保健所への届出が必要です。
(延べ面積が80㎡以上が対象。耐火・準耐火建築物は80㎡未満でも対象)
- ② 調査結果やアスベスト除去作業の方法などを掲示してください。

解体作業に関するお知らせ

適切な石綿のばく露防止対策
石綿粉じんの飛散防止対策
行っております。

調査方法の概要

調査結果の概要

石綿粉じんの飛散防止の内容

...

業者

複雑な手続きなどもサポートするさー!



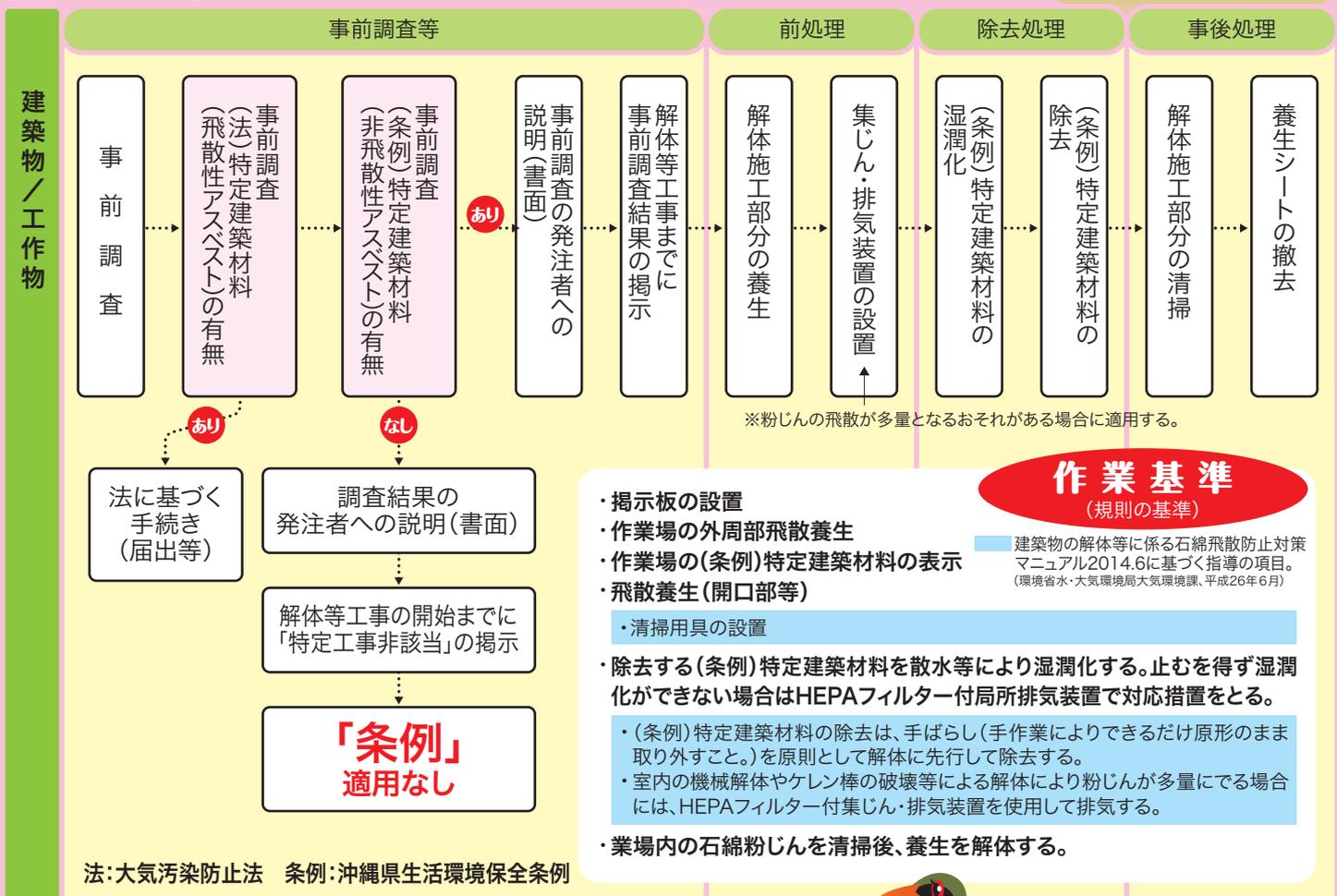
アスベストの
事前調査



非飛散性アスベスト除去を行う場合の 一般的手順



【解体・改造・補修】



届出の提出先



保健所名	沖縄県 北部保健所 生活環境班	沖縄県 中部保健所 環境保全班	沖縄県 南部保健所 環境保全班	沖縄県 宮古保健所 生活環境班	沖縄県 八重山保健所 生活環境班
電話	0980-52-2636	098-938-9787	098-889-6799	0980-72-3501	0980-82-3243
所管区域	名護市 国頭郡 ※宜野座村、恩納村及び金武町を除く(中部区域) 島尻郡 伊平屋村、伊是名村	うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡 宜野座村、恩納村及び金武町 中頭郡 ※西原町を除く(南部区域)	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡 西原町 島尻郡 ※伊平屋村及び伊是名村を除く(北部区域)	宮古島市 宮古郡	石垣市 八重山郡

※アスベスト除去作業開始の14日前までに届出が必要です。

沖縄県 環境部環境保全課 大気環境班

電話 098-866-2236